

			現行の「SMBC信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC信託銀行取引規約集」文言
預金口座 取引一般規約	第3条 休眠口座	1	当行は、円普通預金口座および米ドル普通預金口座に関して最後の預入または払戻から当行所定の期間、一度も預入または払戻がない場合、休眠口座として取扱いできるものとします。休眠口座となった場合、当行は、口座の使用を当行の定めるところにしたがって制限することができます。また、当行はいつでも付利を停止することができます。また、当行はいつでも付利を停止することができます。なお、当行は預金者に対して、休眠口座になった旨の通知はいたしません。	1	当行は、円普通預金口座、当座預金口座および米ドル普通預金口座に関して当行所定の期間、一度も異動がない場合、休眠口座として取扱いできるものとします。休眠口座となった場合、当行は、口座の使用を当行の定めるところにしたがって制限することができます。また、当行はいつでも付利を停止することができるものとします。
				2	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年十二月九日法律第一号。以下「休眠預金等活用法」といいます。)の適用対象となる預金等については、同法における最終異動日等から10年を経過した場合、法令に基づき休眠預金等として取扱います。
			以上、預金口座取引一般規約は、2017年1月1日より適用します。		以上、預金口座取引一般規約は、2018年1月1日より適用します。
円普通預金口座 取引規約	第5条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等			1	この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合(1カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。 ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
				2	第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと:当該支払停止が解除された日 ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと:当該手続きが終了した日 ④法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。):当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 ⑤プレスティア マルチマネー口座取引規約に基づく他の円貨の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと:他の預金に係る最終異動日等
			以上、円普通預金口座取引規約は、2015年11月1日より適用します。		以上、円普通預金口座取引規約は、2018年1月1日より適用します。

			現行の「SMBC信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC信託銀行取引規約集」文言
米ドル普通預金 口座取引規約	第5条 休眠口座に係る最終異動日等			1	この預金について、最終異動日等とは一般規約第3条第1項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当行が預金者に対して休眠口座となる通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合(1カ月を経過する日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。 ④この預金口座が開設された日
				2	第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと:当該支払停止が解除された日 ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと:当該手続きが終了した日 ④法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。):当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
			以上、米ドル普通預金口座取引規約は、2015年11月1日より適用します。		以上、米ドル普通預金口座取引規約は、2018年1月1日より適用します。

			現行の「SMBC信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC信託銀行取引規約集」文言
プレスティア マルチマネー口座 取引規約	第14条 休眠預金等活 用法に係る最終異 動日等			1	この預金取引のうち円貨の預金について、休眠預金等 活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち 最も遅い日をいうものとします。 ① 当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げ る異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事 由として次項で定めるものについては、預金に係る債 権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第 2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知 が預金者に到達した場合または当該通知を発した日 から1カ月を経過した場合(1カ月を経過する日または 当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちい ずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらない で返送されたときを除く。)に限り、 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める 預金等に該当することとなった日
				2	第1項第2号において、将来における預金に係る債権の 行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみ をいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日 とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める 日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続 扱いの預金にあっては、初回満期日) ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約に より、この預金について支払が停止されたこと:当該 支払停止が解除された日 ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税 滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象と なったこと:当該手続が終了した日 ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替そ の他の入出金が予定されていることまたは予定されて いたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握すること ができるものに限り、):当該入出金が行われた日 または入出金が行われないことが確定した日 ⑤ この預金取引における円貨の預金あるいは円普通預 金口座取引規約にもとづく他の預金について、前各号 に掲げる事由が生じたこと:他の預金に係る最終異動 日等
				3	この預金取引のうち休眠預金等活用法の適用対象とな らない預金について、最終異動日等とは一般規約第3条 第1項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点 となる日をいい、最終異動日等については、第1項およ び第2項を準用します。ただし、第1項第1号、第3号、第4 号は、以下のとおり読み替えます。 ① 当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げ る異動のうち、休眠預金等活用法の適用対象となら ない預金について、異動として取扱う事由が最後に あった日 ③ 当行が預金者に対して休眠口座となる通知を発した 日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または 当該通知を発した日から1カ月を経過した場合(1カ月 を経過する日までに通知が預金者の意思によらない で返送されたときを除く。)に限り、 ④ この預金口座が開設された日 また、第2項第5号は、以下の通り読み替えます。 ⑤ この預金取引における預金あるいは円普通預金口座 取引規約にもとづく他の預金について、前各号に掲げ る事由が生じたこと:他の預金に係る最終異動日等
			以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約および プレスティア マルチマネー口座預金細目は、2015年 11月1日より適用します。		以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約および プレスティア マルチマネー口座預金細目は、2018年 1月1日より適用します。

			現行の「SMBC信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC信託銀行取引規約集」文言
当座預金口座 取引規約	第11条 休眠預金等活 用法に係る最終異 動日等			1	この預金について、休眠預金等活用法における最終異動 日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものと します。 ① 当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げ る異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事 由として次項で定めるものについては、預金に係る債 権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第 2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知 が預金者に到達した場合または当該通知を発した日 から1カ月を経過した場合(1カ月を経過する日または 当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちい ずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらない で返送されたときを除く。)に限り、 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める 預金等に該当することとなった日
				2	第1項第2号において、将来における預金に係る債権の 行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみ をいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日 とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める 日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約に より、この預金について支払が停止されたこと:当該 支払停止が解除された日 ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税 滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象と なったこと:当該手続が終了した日 ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替そ の他の入出金が予定されていることまたは予定されて いたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握すること ができるものに限り、):当該入出金が行われた日 または入出金が行われないことが確定した日
			以上、当座預金口座取引規約は、2015年11月1日より 適用します。		以上、当座預金口座取引規約は、2018年1月1日より 適用します。